



桜美林学園教職員組合より

2024 春 職場アンケートのお願い

4 月 8 日まで実施中！

桜美林学園教職員組合では、4月8日まで、職場アンケートを Google Form で実施しています。下の QR コードからフォームにアクセスしてご回答いただけますよう、ご協力をお願いいたします。組合ウェブサイトからもアクセスできます。



このアンケートは、本学園で働く教職員の皆さんに職場の状況や気になっていることなどをお聞きし、今後の組合活動に反映させることを目的としています。団体交渉（団交）によって労働条件の改善を勝ち取るための重要な資料になりますので、是非ご協力をお願いします。

2021年8月に東京都労働委員会（都労委）への不当労働行為救済申立て、組合の主張に沿う形で和解が成立し、通常の団交ができるようになりました。本学園では、パート職員の時間給が東京都の最低賃金引き上げに伴いそれをわずかに上回るレベルに引き上げられてきたものの、2006年からベースアップゼロが続いており、2022年と2023年に要求した「インフレ手当」も実現しませんでした。

2015年から要求してきたパート職員の有給慶弔休暇は、2023年4月1日から施行されました。これは、本学園で2019年6月に導入された制度が無給での運用だったため、慶弔休暇を「正規と非正規で同一にすべき」という2017年の厚労省ガイドラインに則る運用とするように、交渉を重ねてきたものです。

コロナ禍で運用された在宅勤務が制度化され、2024年4月1日から施行されることになりましたが、これは組合が春闘で継続して要求してきたものです。中高専任教員の早期退職制度についても交渉し、2023年に協定を結びました。団交によって、研究費や諸経費立替の精算期限は「翌月5営業日」から「翌月10日」と緩和され、研究費の年度末執行期限は「1月末」から「2月末」へと2019年までの規定に戻りました。

組合は2021年春に財政分析チームを立ち上げ、本学園の財政状況の分析を行いました。2015年からの分析結果では、借入金の増加は顕著であるもののその返済は順調に進んでおり、本業の教育活動で十分な収入をあげていることが明らかになりました。補助金収入も増加傾向にありましたが、理事会のガバナンス問題から2023年度は私学事業団の補助金が25%、約2億円カットされるという事態を招きました。しかし、2月22日付の理事会文書によれば、2023年度の経常収支差額は3億円の黒字が見込まれており、2024年度予算の変更は予定されていません。そうした状況の中で、補助金削減を理由に教職員の切実な要求を封じ込めることは許されません。経済要求として組合が求めているのは、私たちの日々の働きとその成果を私たちに還元することです。

桜美林学園教職員組合は約50年にわたって活動をしてきました。経済要求の実現や職場の環境改善では、数年越しの課題に取り組みつつ、日々生起する問題にも取りくんでいます。多くの皆さんがアンケートで声を寄せてくださることが、その力になります。

組合はまた、本学園で働く人々を職場を越えてつなぐ役割もはたしてきました。

『くみあい通信』は大学専任教員の方々のメールアドレスと中高教員室にはお届けしていますが、幼稚園や職員の方々には十分にお届けすることができていません。組合の活動についてはHPや栄光館の2階に設置された組合の掲示板をぜひご覧ください。

『くみあい通信』のメール配信をご希望の方は、組合HPからお申し込みください。

要求を実現するためには、組合の力を大きくしていくことがぜひとも必要です。

まだ加入されていない多くの方々に、組合への加入を呼びかけます。



桜美林学園教職員組合 042-797-8531 (内線 2361)

〒194-0294 東京都町田市常盤町 3758 忠生棟 2階 (開室日: 月水金)

kumiai@obirin.ac.jp

info@obirin-union.net

<https://obirin-union.net/>

桜美林 組合

検索

